

パラカ株式会社 定款

令和4年12月16日改定

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、パラカ株式会社と称し、英文では、
P a r a c a I n c . と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 駐車場の運営及び管理業務
2. 駐車場用機械・設備・装置の製造、販売業務
3. 駐車場用機械・設備・装置のレンタル及びリース業務
4. 駐車場経営のフランチャイズチェーンシステムの本部業務
5. 駐車場の運営、管理に関するコンサルティング
6. 資産運用と資金調達に関するコンサルティング
7. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理
8. 不動産の所有、賃貸借、売買及び管理
9. 信託受益権の取得、保有及び売却
10. 金銭の貸付及び金銭消費貸借契約の媒介、保証
 11. 有価証券の取得、保有及び売却
 12. 投資助言・代理業
 13. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
 14. 宅地建物取引業
 15. 自動車への充電サービス
 16. 太陽光・風力・地熱等再生可能エネルギーの供給に関する事業
 17. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることとができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、27,000,000株とする。

(単元株式数)

第5条の2 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第7条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせる。

(基準日)

第9条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利を行使できる株主もしくは登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、

臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、法令に別に定める場合を除いて、取締役会の決議に基づいて代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第12条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(株主総会の決議方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主又は代理人は株主総会開会ごとに、代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第15条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及び結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第16条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 取締役の選任決議は、株主総会の決議によって、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 増員又は補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了する時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に對して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役)

第21条 取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(取締役会の決議方法)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会決議の省略)

第23条 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及び結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によつて定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第28条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第30条 監査役の選任決議は、株主総会の決議によって、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の議事録)

第35条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及び結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第36条 監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限

度額は、法令で定める額とする。

(補欠監査役)

第39条 法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会において補欠監査役の選任ができる。

- ② 補欠監査役の任期は、前任者の残任期間とする。
- ③ 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
- ④ 補欠監査役は法令に定める監査役の員数を欠くことになったときに監査役に就任する。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第40条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等)

第45条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、金銭

による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第46条 取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第47条 期末配当金及び中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- ② 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

（附則）

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第1条 令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第12条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

- ② 本条の規定は、令和4年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。